

自然保護の窓

第8期霊長類保護委員会より

1. 和歌山県タイワンザル交雑群調査結果とそのホームページ公開について

和歌山県が進める除去事業の効果を評価する目的で2004年9月20日から25日にかけて、和歌山県大池地域に生息するタイワンザル交雑群の生息実態調査を霊長類保護委員会が主催して行いました。その結果、孟子1群8～30頭、孟子2群9～30頭、沖野々1群30頭、沖野々2群3頭の合計4群、およそ50～80頭が生息することなどが分かりました。1999年より2001年までの調査で、この個体群の増加率は年平均1.14と推定されていました。この年増加率と今回の個体数最大推定値80頭をもとに今後の個体数増加を推定すると、5年後には150頭、10年後には300頭、15年後には600頭に達することになります(図1参照)。現時点でこのタイワンザル交雑群の捕獲の手をゆるめると、これまでの努力が水の泡となる危険性が高いことが示唆されました。

以上が調査の概要ですが、記事2で述べます除去事業の継続を訴える要望書の根拠となるデータを公表する意図もあって、調査の詳細を学会ホームページに掲載してありますのでどうぞご覧下さい(URLは<http://www.soc.nii.ac.jp/sj2/news/taiwanyousi.html>)。

(大沢秀行)

2. 和歌山県タイワンザル交雑群に関する学会要望書について

和歌山県は2003年3月から2004年8月までの事業で、タイワンザルおよび交雑個体を282頭捕獲し、そのうちの239頭を安楽殺させ生息地から除きました。2004年度までつづけた特定鳥獣保護管理計画による捕獲の終了を決定し、学会ワーキンググループ代表の和秀雄副会長に連絡してきました。この背景には国から出ていた補助金が2004年度でなくなることで、被害低下で地元の声が弱くなったことが影響しています。日本霊長類学会がおこなった9月の現地調査(記事1を参照)では、50から80頭の残存個体が確認されています。また、年増加率の推定値が14%と高いため、ここで捕獲事業を止めれば、個体数の急速な回復が懸念されました。一方、環境省は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を検討し2005年6月1日から施行の予定です。輸入、飼育、運搬、放逐、譲渡が禁止される特定外来生物の候補リストにはタイワンザル、アカゲザル、カニクイザルの3種が入りました。こうした経緯を考慮し、霊長類保護委員会は理事会に要望書の提出を提案し了承されました。この要望書では、和歌山県タイワンザル交雑群の除去事業の継続を求める目的で、国(環境省)と県に必要な措置を要求しました。また、同様の要望書は日本哺乳類学会、日本生態学会からも提出されました。

環境省へは1月13日に西田会長、川本理事が、和歌山県へは1月12日に和副会長が下記の内

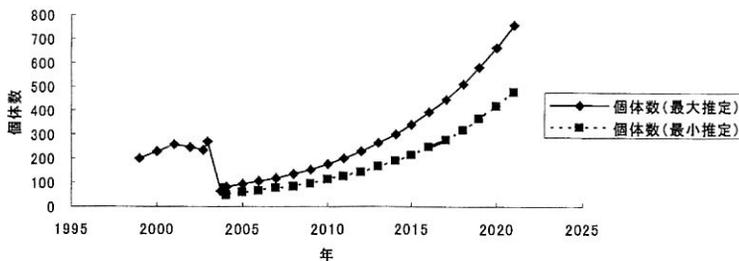


図1 和歌山市周辺タイワンザル交雑個体群における2004年以降20年間の個体数動態の予測

容の要望書を提出しました。環境省は現在新法施行に向けた調整の最終段階ですが、紀伊半島地域におけるタイワンザル問題について今年度予算を配分する予定とのことで、学会からの要望が受け入れられた形になりました。一方、和歌山県は1月24日の環境審議会でも事業継続が答申され、特定鳥獣保護管理計画は終えるものの、生態系攪乱のおそれがあることを理由に有害駆除による捕獲除去事業を県主導で継続することになりました。

(川本芳)

【環境省への要望書】

環境大臣

小池 百合子 殿

日本霊長類学会

会長 西田 利貞

紀伊半島におけるタイワンザルとニホンザルの交雑問題に関する要望

和歌山県を中心に紀伊半島で生じた外来種であるタイワンザルと在来種であるニホンザルの交雑化はわが国の固有生物種に対する遺伝子攪乱として注目されてきました。環境省の指導と補助により、和歌山県は「特定鳥獣保護管理計画」に基づくタイワンザルおよび交雑個体（以下、交雑集団）の捕獲を進めてきました。また、私ども日本霊長類学会はこの計画に賛同し、その遂行に協力してきました。その結果、一時は300頭に達すると危惧された交雑集団は、現在50～80頭程度に縮小しています。しかしながら、交雑集団の増加率はきわめて高く年間14%にも達することから、今後も引き続き捕獲を実施する必要があります。

このような状況の中、和歌山県は今年度で「特定鳥獣保護管理計画」を終了する方針を固め私どもに通知してまいりました。この時点で事業

を終了すれば、交雑集団は高い増加率のもとに5年後には150頭、10年後には300頭、15年後には600頭に増加し、除去計画そのものが水泡に帰すこととなります。またその間に多数の交雑個体が和歌山県だけでなく紀伊半島全域に拡大することも予測されます。私ども日本霊長類学会はこの状況を憂慮し以下の要望をいたします。

要望

交雑タイワンザルが紀伊半島地域に拡散することを防止するための対策を国が中心となって進めるよう要望いたします。この際には、現在施行が検討されている「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、関係自治体を指導し、積極的かつ早急な対応をしていただくよう要請いたします。とくに和歌山県に対しては、現在実施されている「特定鳥獣保護管理計画」の延長をご指導くださるよう合わせて要請いたします。

【和歌山県への要望書】

和歌山県知事

木村 良樹 殿

日本霊長類学会

会長 西田 利貞

ニホンザルとタイワンザルの交雑化防止に関する要望

和歌山県で野生化したタイワンザルによるニホンザルとの交雑問題は外来種による遺伝子攪乱として全国的に注目されております。貴県は、この問題に対して「特定鳥獣保護管理計画」を実施されることにより適切に対応されてきました。現在までに、タイワンザルと交雑個体（以下、交雑集団）の大半が捕獲除去され、計画は順調に成果を挙げてきていると考えられます。私ど

も日本霊長類学会も、生息状況や交雑状況の調査をおこない事業に協力してまいりました。その結果、一時は300頭に達すると危惧された交雑集団は、現在50～80頭程度に縮小しています。しかしながら、交雑集団の増加率はきわめて高く年間14%にも達することから、今後も引き続き捕獲を実施する必要があります。

最近いただいた通知により、今年度で「特定鳥獣保護管理計画」を終了する方針と承りました。この時点で事業を終了すれば、交雑集団は高い増加率のもとに5年後には150頭、10年後には300頭、15年後には600頭に増殖し、除去計画そのものが水泡に帰すこととなります。またその間に多数の交雑個体が貴県だけでなく紀伊半島全域に拡大することも予測されます。

「特定鳥獣保護管理計画」を終了する場合、有害鳥獣捕獲による排除を代替策とする考えがあるかもしれません。ただし農作物被害に基づく通常の有害鳥獣捕獲では、サルの個体数が増加し被害が出て初めて捕獲申請がなされるため、対策が後手に回ることになります。また、純粋のニホンザルまでが捕獲除去の対象になる危険性があり、ニホンザル保護の趣旨に反することにもなります。有害鳥獣捕獲の場合は、必ず「生態系に係る被害等の防止及び軽減を図る」目的で県自らが実施すべきだと考えます。

しかしながら、これまでの成果を考えると、現在の事業を継続することがもっとも効率的かつ有効な手段であることは明白です。完全排除への希望がある今こそ事業を強化すべきときであり、ここで不適切な判断をすると将来に大きな禍根を残すと確信します。折りしも、国は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を制定し、在来生物種の存続を脅かす交雑を防止する姿勢を強く打ち出しています。貴県が全国の範たる事業にいち早く着手されていることに敬意を表すとともに、これまでの努力が無に帰すことがなきよう、以下の要望をいたします。なお、日本霊長類学会は、今後も交雑タイワンザル問題の解決にむけ協力を惜しまぬことを表明いたします。

要望

交雑タイワンザルの全頭排除を実現するため、「特定鳥獣保護管理計画」による捕獲除去事業の延長を要望します。また万一この延長が不可能な場合、排除に真に有効な代替手段を講じて、今以上に捕獲除去に力を入れていただくよう要望します。

3. 千葉県の外来種問題について

千葉県で発生しているアカゲザルとニホンザルの交雑問題につき、2005年3月10日付けで特定非営利活動法人ニホンザル・フィールドステーションの伊澤紘生理事長から西田会長宛に以下の要望書が届きました。この要望書につき、2005年4月6日付けで回答を送りました。

(大沢秀行・川本芳)

【要望書】

日本霊長類学会 西田利貞 殿

特定非営利活動法人

ニホンザル・フィールドステーション

理事長 伊澤紘生

房総半島に生息する野生ニホンザルのアカゲザルとの交雑防止活動および千葉県への働きかけに関する要望書

ご存知のように、2002年に決定されました「新・生物多様性国家戦略」の中で、外来種の問題が重要課題と認識され、対策の重要性が唱えられています。

昨今話題となりましたタイワンザルとの交雑問題は、懸念されていた青森県下北半島および和歌山県において、貴学会等のご努力により、前者はほぼ解決され、後者におきましても解決にむかって成果が積み上げられつつあります。

しかしながら、日本固有の「在来種」ニホンザルと海外から持ち込まれたタイワンザルなど

「外来種」との競合状況や異種間の交雑などについての実態がまだ十分に把握されていないのも実状です。

先に述べました青森県・和歌山県のほかに、千葉県房総半島におきましてもニホンザルとアカゲザルとの交雑が危惧されています。現地での調査によりますと、交雑がすすみ、交雑個体で構成するハイブリッドの群れが発生している状況もあるようです。

千葉県はニホンザルとの交雑防止のため、野生化したアカゲザルの全個体を捕獲する方針を明らかにし、2001年より大型の檻で集団捕獲を試みる対策をとっていますが、群れ全体の捕獲にはいたっておらず、十分な成果が上がらないまま2005年を迎えてしまいました。

つきましては、貴学会におかれまして、房総半島のニホンザルの交雑化の実態を把握するための調査を希望するとともに<原文のまま>、交雑による絶滅を招来させない旨の要望書等を千葉県はじめ関係省庁へ提言されんことをお願いするしだいです。

なお、当特定非営利活動法人ニホンザル・フィールドステーションとしましても、2005年3月7日付けにて千葉県知事に対して別紙要望書(写し)を提出いたしました。ご参照いただければ幸いです。

【要望書への回答】

ニホンザル・フィールドステーション
理事長 伊澤絃生 殿

日本霊長類学会
会長 西田利貞

3月10日付の房総半島のアカゲザルに関する要望書を拝受しました。貴法人が千葉県知事に要望書を提出され、房総半島でニホンザルの保護活動に参加されることを心強く感じております。

私どもも房総半島におけるアカゲザル問題には大きな関心をもってまいりました。これまで自然保護理事を中心に、大会自由集会における情報交換や遺伝学調査等を行うとともに、地元組織とも連絡をとってまいりました。

下北や和歌山の外来種問題では、当学会は直接に県や環境省等に働きかけ、和歌山では学会が組織したワーキンググループにより現地調査や個体分析がつづいております。しかし千葉県については、問題への対応を検討中です。交雑が確認された現状を考えると、早急に調査や対策が必要であることは論を待ちません。行政の対応や現地関係組織の活動に注目しながら、当学会からの協力を考えたいと存じます。

未だご要望にお応えするに至りませんが、状況を報告させていただきました。返答が遅れましたこととお詫びいたします。

4. 第21回大会の自由集会、口答、ならびにポスター発表

倉敷市で開催予定の第21回大会において、保護委員会主催で自由集会「ニホンザルをめぐる外来種問題の現状と課題」を開催します。日時は2005年7月1日(金)16:00~19:00。内容要旨は下記を参照。また、和歌山県タイワンザル交雑群の調査結果(記事1)について、7月3日に2題の口答発表、ならびに1題のポスター発表を行う予定です。タイトルは「和歌山タイワンザルの現状報告」(森光ほか)、「無人ビデオ撮影によるタイワンザル交雑群のカウント成功例」(中川ほか)、「和歌山県下の交雑タイワンザル集団の第5回調査報告(2004年9月)および今後の予測」(大沢ほか)。

(中川尚史)

自由集会「ニホンザルをめぐる外来種問題の現状と課題」

【要旨】

和歌山、青森、千葉では外来種による生態系

攪乱やニホンザルとの交雑が心配されてきた。日本霊長類学会は保護委員会を中心に外来種問題に関する要望、調査、啓発を行っている。和歌山では県事業により2003年から交雑が進む外来種群の捕獲がつづいてきた。青森では2004年に飼育タイワンザルの全個体が捕獲除去され、問題は一応の終息を迎えた。また、千葉では2004年にアカゲザルとニホンザルの交雑が確認され、県の対策強化が求められている。一方、外来種が引き起こす諸問題に対処するため、国は2004年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を策定した。この法律では輸入等の規制や防除措置が必要な特定外来生物を選定し、霊長類ではアカゲザル、カニクイザル、タイワンザルが選定されることになった。この自由集会では過去2年間の状況変化を中心に、ニホンザルをめぐる外来種問題の現状と今後の課題について情報交換や検討をおこないたい。外来種問題を抱える各地の状況を紹介していただくとともに、政令の施行や地方自治体の取り組みの状況、問題点について話題を提供していただく予定でいる。